

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等の改正について

(趣旨)

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（以下「審査基準」という。）の改正案について、平成30年2月2日付で経済産業大臣から意見の求めがあったところ、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）としての回答についてご審議いただく。

主なポイント

1. 経緯

「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(平成28年12月20日閣議決定)」において、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の着実な実施が福島再生の大前提であり、原則として東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされた。あわせて、国は、東京電力が廃炉を確実に実施するため、送配電事業における合理化分も廃炉に要する資金に充てることを可能とする制度整備を行うこと、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉に係る資金を管理する積立金制度を創設することとされた。

これを受け、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法が改正されるとともに昨年10月には関連の省令が改正され、東電PGの合理化分を廃炉に充てることが可能となった。（東電PGが支払う「廃炉等負担金」は、託送収支の事後評価において費用として取り扱われる。）

送配電事業の合理化分を廃炉に要する資金に充てることに関しては、昨年2月にとりまとめられた「電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめ」において、東電PGの託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないこと、東電グループ全体の中で東電PGの分担が著しく不相当でないことを確認する措置をあわせて講じるが必要とされた。この措置の具体的内容について、昨年12月に総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会において検討が行われ、今回、その検討結果を反映させた審査基準の改正案について平成30年2月2日付で経済産業大臣から意見が求められた。

2. 改正の概要

(1) 改正する基準の名称

電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

(2) 改正内容

託送料金変更命令の判断基準を改正し、廃炉等実施認定事業者の子会社等である一般送配電事業者（東電PG）について別途の基準①～③を設ける。

①乖離率もしくは超過利潤累積額が一定の値を超過する場合

イ) 超過利潤累積額

一定水準額（固定資産額×事業報酬率）の3／5を超過する場合

ロ) 乖離率

乖離率がマイナス3%を超過する場合

②他の一般送配電事業者の複数が値下げもしくは乖離率を超過した場合

ハ) 他の一般送配電事業者の3社以上が料金を引き下げる託送供給等約款の変更届出を行った場合

ニ) 他の一般送配電事業者の5社以上の乖離率がマイナス5%を超過している場合

③廃炉等負担金が一定水準を超過した場合

ホ) 廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額が、次の式により算定した額の直近3事業年度の平均額を超過する場合

算定式 $A - B \times (1 - C)$

A：廃炉等積立金の額

B：廃炉等実施認定事業者の子会社等であるみなし小売電気事業者及びみなし発電事業者等の経常利益の合計値

C：廃炉等実施認定事業者、特定一般送配電事業者（廃炉等実施認定事業者の子会社である一般送配電事業者）、みなし小売電気事業者、みなし発電事業者その他これに準ずる者として経済産業大臣が適当と認める者の有形資産合計値に占める当該特定一般送配電事業者の有形固定資産額の割合

(3) 施行日

平成30年3月31日から施行する。ただし、上記ホ)の規定は平成32年3月31日より施行する。